

子どもと保護者に寄り添った支援をするために

児童生徒が登校しにくい状況になったとき、学校は、電話で児童生徒の様子を確認したり、課題や通信を持参して家庭訪問をしたりすることが多くあります。一方で、児童生徒や保護者にとっては、そのことが負担に感じることも少なくありません。

教職員が児童生徒や保護者との面談や連絡をする際、次の内容をふまえることで保護者との協力体制を築きやすくなります。

保護者と相談した内容を校内で共有し、学校としての取組を進めてください。(参考として、<確認シート>をつけていますのでご活用ください。)

(1) 出欠連絡

毎日、朝になると保護者が「今日は学校に行くのか」と子どもに問いかけることは子どもにとっても保護者にとっても負担が大きく、それを続けることによって親子の関係性も悪くなってしまうことがあります。保護者と相談のうえ、「欠席する場合だけ連絡する」、「登校する日だけ連絡する」、「毎日連絡する」などの方法や、「電話」、「メール」などの手段について、保護者に寄り添った柔軟な対応を検討してください。

(2) 登校刺激や家庭訪問、学校からの配付物(通信、学習、プリントなど)

児童生徒によっては、教職員が訪問することで自身の存在感や所属感を感じる場合がある一方、登校できていないことへの自責の念を深めてしまう場合もあります。児童生徒の状況をふまえ、保護者や児童生徒と相談しながら行うことが大切です。

また、回復期に入れば登校刺激も必要となる場合があります。児童生徒の状態を十分配慮して、スモールステップで進んでいくことができるように取り組んでください。

例) 頻度、渡すもの、渡し方(誰かを通じて、郵送、一人一台端末) など

(3) 学校として最低限必要な「子どもの様子の確認」

学校には児童生徒の権利や福祉を守るために関係機関と連携し、児童生徒の状況を確認することが求められています。保護者や児童生徒の状況、または学校と保護者との関係性に応じて、必要であれば、地域の保健師や福祉機関のケースワーカーなど関わりのある人の協力を得て、子どもの様子を確認し、その情報を校内で共有してください。

(4) 登校の際の配慮

児童生徒が登校しようとする際、個々の状況に応じた配慮をする必要があります。例えば、「よく来たね。」という教員目線では承認している内容であっても、受け取る側からすると「登校できない時はダメなんだ。」という自己を否定されている感覚になることもあります。また、次に登校できなかつた時、より強い自己否定につながることもあります。教職員は児童生徒が言葉の意味を否定的に受け取ってしまうこともあることを理解し、配慮した言動を心掛け、丁寧な支援をお願いします。

また、安心できない環境があることで登校することに不安を感じている場合があります。児童生徒がどのような場所であれば安心できるのか、落ち着かない環境や状況はどういったものかなどを聴き取り、学校として対応できることを保護者と十分に相談してください。

例) 同・異年齢との交流、一人で内省する時間、体を動かすこと、深く考えること、何かをつくること、競い合う環境、協力し合う環境、協調する環境、威圧的な環境、賑やかな環境、穏やかな環境、静かな環境、独立的な環境 など

(5) 出席認定や通知表

不登校児童生徒が学校以外の施設（教育支援センターやフリースクール等）で相談・指導を受けている場合には、義務教育制度を前提としつつ、保護者と学校との十分な連携・協力関係の確保など、一定の要件を満たせば、学校以外での施設において相談・指導を受けた日数を、校長が教育委員会と十分な連携をとったうえで、指導要録上出席扱いとすることができます。出席扱いについて、教育委員会との連携のうえ、必要に応じて保護者への説明をお願いします。

また、学校はその児童生徒の学校以外の場所での学習の計画や内容を把握し、学校の教育課程に照らし適切と判断される場合には、その学習の評価を適切に行い、指導要録に記入したり、評価の結果を通知表やその他の方法により、児童生徒や保護者、学校以外の場所に伝えたりすることもできます。

児童生徒や保護者の意向をふまえたうえで、表記の仕方も含め、提示について検討してください。

高等学校においては、令和6年3月「『不登校生徒』の学習機会の確保のための遠隔授業及び通信教育の活用について」（高校教育課）に基づいて対応してください。

(6) 給食

児童生徒が不登校となった場合、学校給食で得られるはずであった昼食を家庭で摂る必要があり、保護者は給食代と家庭での昼食代の二重の負担となってしまいます。一方で、保護者の中には子どもが登校したときには給食を食べられるようにしたいと考えている人もいます。

学校としては、学校給食条例及び規則に沿って扱う必要があるため、教育委員会に確認し、可能な対応（月ごとの利用、数日ごとの利用など）について保護者に提示できるようにしておく必要があります。また、状況は日々変化することもあるため、柔軟な対応が求められます。学校として対応可能な選択肢を持ち、保護者と十分に相談して進めてください。

(7) 教材

不登校児童生徒の状況によっては、学習に取り組める状態ではない場合もありますが、家庭で学習を進めていくことができる場合もあります。その際に、学校の授業で使う教材を購入するかどうかを相談する必要があります。児童生徒の状況が変化することもあるため、学期ごとにどうするかを確認しながら進めていくことが必要です。そして、必要な教材だけ必要となったときに購入するなど、個別に購入する方法を保護者に伝えるなど、柔軟に対応してください。

(8) 情報提供

不登校児童生徒の保護者は周りの人に子どもが登校できていないことに対する悩みなどを話しづらいと感じることもあり、相談につながらず、必要な情報を得られていないことがあります。また、不登校の要因や背景が様々で、状況に合った情報にたどり着いていないこともあります。そのような時に保護者の身近で頼りたいと感じるのは学校の教職員であることが多いです。全てを支えることはできませんが、一緒に考える姿勢が保護者の安心につながります。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教育支援センターや不登校総合支援センター等の公的機関、みえ不登校支援ネットワーク、フリースクールや親の会などの民間団体、地域の福祉機関など相談機関には多様な選択肢があります。保護者への情報提供は学校が伴走しながら進めなければ、学校から見捨てられたような喪失感を抱いてしまうことがあります。子どものために一緒に取り組みながら関わる関係機関を増やすようにしてください。

本資料は、三重県不登校児童生徒支援推進検討会で提案のあった、特定非営利活動法人多様な学びプロジェクト作成の「学校とのやりとりに関する依頼文フォーマット」の項目を参考に作成しています。

<確認シート>

令和 年 月 日

名前()

①現在の様子

--

②子どもの願い

--

③保護者の願い

--

④(別添)の(1)～(8)等に関する要望

--

⑤その他

--

<留意点>

- ・ 聞き取る際、子どもの心に負担が掛からないようにする必要があります。保護者と子どもの話を別々で聞くことや担任以外(カウンセラー等)の同席などについて、保護者や子どもと相談しながら進めてください。
- ・ 保護者と話をする前に、どのような内容で話をどの程度するのかを事前に伝えるなど配慮しながら進めてください。
- ・ 一度に全ての内容について聞き取ることを重視するのではなく、良好な関係性を築きながら協力できるような相談しながら進めてください。